

三鷹市議会会議規則の一部を改正する規則

三鷹市議会会議規則（昭和 42 年三鷹市議会規則第 1 号）の一部を次のように改正する。

目次中「第 7 章 補則（第 157 条）」を「第 7 章 議員の派遣（第 157 条）に
第 8 章 補則（第 158 条）」

改める。

第 7 章中第 157 条を第 158 条とし、同章を第 8 章とする。

第 6 章の次に次の 1 章を加える。

第 7 章 議員の派遣

（議員の派遣）

第 157 条 法第 100 条第 12 項の規定により議員を派遣しようとするときは、議会の議決でこれを決定する。ただし、緊急を要する場合は、議長において議員の派遣を決定することができる。

2 前項の規定により、議員の派遣を決定するに当たっては、派遣の目的、場所、期間その他必要な事項を明らかにしなければならない。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

提案理由

地方自治法の一部改正に伴い、議員の派遣について定めるため、本案を提出します。